

秋田市建設工事検査実施要領

〔平成6年3月9日〕
総務部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市建設工事検査規程（昭和56年秋田市訓令第6号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、建設工事に係る検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(関係書類等の送付)

第2条 契約担当課長は、円滑な検査の実施を図るため、工事の請負契約を締結した場合は、規程第2条第2項第1号又は第2号の区分により、あらかじめ契約書の写しその他関係書類（以下「関係書類」という。）を工事検査室長又は工事担当課長に送付するものとする。関係書類等の送付後に契約の内容を変更した場合においても、同様とする。

(検査等の手続)

第3条 検査は、次の各号に掲げる検査区分に応じ、当該各号に掲げる事実が発生したときに行うものとする。

- (1) 完成検査 工事完成届の提出があったとき。
- (2) 出来高検査 工事一部完成届および出来高調書の提出があったとき。
- (3) 一部完成検査 工事一部完成届および一部完成調書の提出があったとき。
- (4) 中間検査 施工途中に監督員の要請があったとき。
- (5) その他の検査 市長が特に必要を認めたとき。

2 工事担当課長は、前項第1号から第3号までに規定する届又は調書の提出を受けたときは、その内容を確認の上、事業担当課長に当該届又は調書および関係書類を送付するものとする。

3 当該事業担当課長は、検査依頼書に所定の事項を記入し、専門検査員又は指定検査員に検査を依頼しなければならない。

4 検査員は、検査依頼書の送付を受けたときは、速やかに検査の日時、場所その他所定の事項を監督員に通知するものとする。

(検査の依頼)

第4条 専門検査員に対し検査業務が一時に集中し、検査に長日時を要するときは、関係各課所室長と協議の上、指定検査員に検査を依頼することができる。

(検査の実施)

第5条 検査は、秋田市建設工事検査基準により実施するものとする。

2 中間検査は、秋田市建設工事中間検査実施基準により実施するものとする。

3 検査は、施工状況、出来高等について、次の各号に定める調査、検測および試験等を行い、適否を判断するものとする。

(1) 工事施工の写真その他関係資料等の調査

(2) 工事出来形の検測

(3) 工事出来形に係る工事資材の数量、規格、品質、強度および性能等の試験結果の照合ならびに確認

(4) 工事出来形の強度、耐圧、地耐力および漏水等の試験。ただし、これらの試験を行うに当たりやむを得ない理由がある場合は、工事資材の製造者又は適当な試験機関の試験（検定を含む。）もしくは記録をもってこれらの試験に代えることができるものとする。

(5) 工事出来形の一部破壊（掘削および工事資材の抜取りも含む。）の試験。ただし、一部破壊をすることができないやむを得ない理由がある場合は、工事資材の製造者又は適当な一部破壊試験機関の試験もしくは記録をもってこの試験に代えることができるものとする。

(検査の立会い)

第6条 検査の立会人については、監督員が検査員の通知により措置するものとする。

(検査の停止)

第7条 検査員が検査を行う場合において、関係者が検査の立会いを拒んだとき又は検査員の職務の執行を妨げ、かつ、指示に従わないときは、検査を直ちに停止し、上司に報告した上でその指示を受けるものとする。

(検査員の権限)

第8条 検査員は、検査の結果、是正又は改善の措置が必要であると認めるときは、直接監督員に指示するものとする。

2 検査員は、検査の結果に基づく施工上の意見については、素直にこれを表明し、工事関係者に対し施工技術の向上を図るよう指導することができるものとする。

(検査実施後の措置)

第9条 検査員は、検査を実施した場合は、その結果について検査報告書および検査調書を作成し、市長に報告するものとする。

2 検査員は、検査の結果、手直しの必要があると認めるときは、手直しする事項を明示し、その結果を検査調書に記入の上、市長に報告するものとする。

3 検査員は、検査の結果、重要な手直しの必要があると認めるときは、上司の指示により工事担当課長に是正措置を協議するものとする。

4 工事担当課長は、前項の協議の結果に基づき、監督員又は契約者に対し期間を定めて適切な措置を講じさせ、その手直しが完了したときは、当該契約者は、市長に対し再検査を求めるものとする。ただし、軽易なものについては、監督員の報告書をもって再検査に代えることができる。

(検査員証の交付)

第10条 市長は、規程第2条第1項各号に掲げる検査員に対し、検査員証を交付するものとする。

2 検査員の身分を証明する証票は、次のとおりとする。

(表面)

6 セ ン チ メ ー ト ル	第 号
	職氏名
	年 月 日生
	建設工事検査員証
	年 月 日交付
	秋田市長 印

(裏面)

1 本証は、建設工事の検査に際し必ず携帯すること。
2 本証は、検査を受ける関係者から請求があったときは提示すること。
3 本証を紛失したときは、直ちに届け出ること。
4 退職等のため不要となったときは、直ちに本証を返還すること。

8.5センチメートル

3 専門検査員と指定検査員の証票の色区分は、次のとおりとする。

(1) 専門検査員 若草色

(2) 指定検査員 白色

(工事完成届等の様式)

第11条 第3条第1項第1号から第3号までの完成届および第9条第1項の検査報告書の様式は、別記様式のとおりとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

別記様式

(規程第5条、要領第3条1・第9条1関係)

工事（完成・一部完成）届

(宛先) 秋 田 市 長	受 注 者	届 出			年	月	日
		住所・氏名					
工事番号	工事名						
第 号							
請 負 代 金 額						千円	円
契 約 年 月 日	年 月 日						
工 期	着 工						
	完 成						

▶ 工事担当課現場確認欄

完成確認			現在出来高率	
年 月 日			%	
課 長	課 長 補 佐	担 当	監 督 員	

▶ 検 査 依 頼 書

課 名		課 長
検査依頼		担当確認
年 月 日		
○専門検査員 ○指定検査員		

▶ 検 査 報 告 書

検査年月日			年	月	日
検査の結果			検査立 会 人	工事担当課	
				事業担当課	
			報 告	年 月 日	
				施 工 者	
総 務 部 長	工 事 検 査 室 長	主 席 専 門 検 査 員	検査員 課名 職・氏名		
			印		

▶ 担当課確認欄

部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当
-----	-----	-----	---------	-----

台帳記入済

工 事 契約担当

